

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

【地形】

本地域は、桜川・霞ヶ浦と小貝川に挟まれた稲敷台地の一部と霞ヶ浦沿いの低地からなる。稲敷台地は、筑波山の南東側に広がる扇状地の台地で、下総層群と呼ばれる砂礫層・砂・泥層等からなり、低地を構成する沖積層に比べ固い地盤である。また、台地の縁の河川沿いには河岸段丘が分布し、段丘上にはかつて川底であった時代の河床礫が堆積する。

低地は霞ヶ浦沿岸と台地を刻む谷に分布し、霞ヶ浦沿岸の花室川河口付近では、下総層群からなる基板の上に柔らかい沖積層が 10m 以上堆積する。

その他、町内には花室川、乙戸川、清明川、桂川の 4 つの 1 級河川があり、桂川の一部の区間は準用河川(町管理)となる。また、台地を刻む谷沿いにも 5 m 前後の段丘崖が分布する。



【活断層】

本地域及び周辺に活断層は確認されていない。最も近い活断層は約 30 km 離れた笠間市付近に吾国山断層と雨引観音断層が確認されているが、これらの断層が引き起こす地震の規模はマグニチュード 7 以下と推定され、本地域への影響は比較的小さいと考えられる。

【気象】

本地域は冬に北西の季節風が吹き乾燥するが、年間を通して比較的温暖な気候である。気象庁土浦観測所の過去 30 年間の統計によると、年間平均気温は 14.8 度、年間降水量は約 1,200 mm、平均風速は 1.7m/s である。

また、過去の降水量の上位は、1 時間の最大が約 65 mm、1 日の最大が 200mm である。

【土地利用】

本地域は宅地が 15%、農地が 34%、山林が 16%、その他が 35% を占める。宅地は徐々に増加しており、農地や山林は減少してきている。

また、公共用地や文教厚生用地は主に中央の支配地に分布し、工業用地は中央の市街地や工業系市街地(工業団地)に集積し、霞ヶ浦湖畔や谷津部分など土地の低いところは水田として利用され、その周辺には山林が広がる。

【ライフライン】

町の上水道の普及率は 87.3% (令和 3 年 3 月)、公共下水道の普及率は 71.0% (令和 3 年 3 月) である。また、農業集落排水や浄化槽等も含めた生活排水処理普及率は 95.3% (令和 3 年 3 月) である。その他、東京ガス(株)と東部ガス(株)が町内の一部に都市ガスを供給している。

地域の災害履歴

【風水害】

過去の大規模な災害は、霞ヶ浦の氾濫によるもので、昭和13年6月～7月の洪水では数十日間浸水し、低地の水田等が浸水して大きな被害となった。

近年の主な災害は、大雨や台風などによる内水氾濫、がけ崩れ等であり、家屋や道路の浸水や破損が数十箇所発生することがある。

【地震災害】

県南西部はマグニチュード5～6程度の地震が数年に1回の割合で発生しており、これらは関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関係する地震活動によるものである。その主な地震履歴は、県内で4名の死者を出した1985年の霞ヶ浦付近の地震

(M7.2)、本町付近が震源とされる1921年の竜ヶ崎付近の地震(M7.0)、1983年の茨城県南部の地震(M6.0、深さ70km)、2005年の茨城県南部の地震(M5.3、深さ46km)などがある。

また、相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生した地震である1923年の関東地震(M7.9、災害名：関東大震災)では、県南部を中心に強い揺れが生じ、県内で死者・行方不明者5名などの被害が発生している。

近年では、2011年の東北地方太平洋沖地震(災害名：東日本大震災)により、町内で震度5強を観測し、次の被害が発生した。

東北地方太平洋沖地震による町内の主な被害一覧(平成25年9月現在)

被害項目	被害状況
人的被害	2人 (死者1、軽傷1)
家屋被害	1,675棟 (半壊26、一部損壊1,649)
ブロック塀等被害	531箇所
水道管被害	14箇所
道路等被害	66箇所

※総務省消防庁「平成23年東北地方太平洋沖地震について(第148報)」ほかより

地震災害想定

中央防災会議(平成25年12月)によると、茨城県南部直下のプレート境界地震(マグニチュード7.3が発生した場合、町内では震度6弱～6強の揺れになり、全壊1800棟、死者10人、負傷者300人(うち重傷者40人)の被害が予測されている。

また、茨城県地震被害想定調査(平成30年11月)によると、本町に最も大きな被害をもたらす想定地震は「茨城県南部の地震」で、町内の最大震度は6弱と予想されている。この想定地震による町内の被害は建物が約800棟、死者・負傷者が約100人、避難者が最大で約3,000人、ライフライン被害率も最大100%に上ると予測されている。

茨城県南部地震の予測被害量

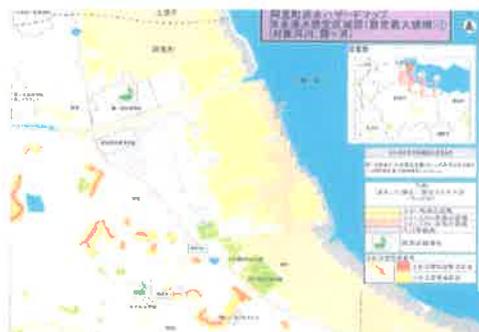
		冬深夜	夏12時	冬18時
建物	全壊・消失	70棟	70棟	80棟
	半壊	760棟	760棟	760棟
人的	死者	10人	10人	10人
	負傷者(うち重傷者)	110(10)人	80人(10)人	90(10)人

		直後・当日	1週間後	1ヶ月後
避難者(うち避難所)		2,300(1,400)人	3,200(1,600)人	1,700(510)人
ライフライン	停電(率)	27,000軒(90%)	0軒	—
	断水(率)	39,000人(95%)	12,000(69%)	1,500人(4%)
	下水道支障(率)	30,000人(90%)	10人(*%)	*人(*%)
	都市ガス供給停止(率)	3,300戸(100%)	1,800戸(53%)	760戸(23%)
	固定電話不通(率)	4,500回線(90%)	20回線(*%)	—
災害廃棄物※6		25,500トン		

「*」は、被害がわずかであることを示す。

- ※1 停電率とは電灯件数に対する停電件数の割合を指す。
- ※2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。
- ※3 下水道支障率とは、下水道の書類人口に対する機能障害人口の割合を指す。
- ※4 供給停止率とは、都市ガスの需要家数に対する供給停止戸数の割合を指す。
- ※5 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。
- ※6 3つの季節時間帯のうち、建物被害が最大となる冬18時の想定。

災害危険箇所・区域



図は、阿見町洪水ハザードマップ 洪水浸水想定区域図①～③を重ね合わせたもの

【浸水想定区域】(図中、薄茶色の箇所)

当町の洪水ハザードマップ(対象河川:霞ヶ浦)によると、当会館が立地する地域は、洪水浸水被害の想定区域として指定されていないが、霞ヶ浦に接する立ノ越・青宿・廻戸・大室・掛馬・島津が指定されており、霞ヶ浦沿岸の国道125号線沿いに立地する一部の商工業者が水深ランク0.5m～3.0m未満の区域に含まれている。

《浸水予測》

- ・霞ヶ浦流域に想定最大規模の大雨(8日間総雨量853mm、72時間最大660mm)が発生して霞ヶ浦が氾濫した場合、湖岸の低地で最大3m以下の浸水が予測されている。

- ・霞ヶ浦流域に100年に1回程度の大雨(8日間総雨量600mm、昭和13年6～7月実績降雨)が発生して氾濫した場合も同様の浸水が予測されている。
- ・桜川流域に想定最大規模の大雨(48時間総雨量746mm、ピーク時の1時間最大77mm)が発生して桜川が氾濫した場合、霞ヶ浦高校付近の低地で最大3m以下の浸水が予想されている。
- ・30年に1回程度の大雨(48時間雨量246mm、ピーク時の1時間最大51mm)で氾濫した場合、町内は浸水しない。

【土砂災害警戒区域】 (前頁：赤い線で示されている箇所は特別警戒区域)

当町の土砂災害ハザードマップによると、当会館が立地する地域は、土砂災害被害の想定区域として指定されていないが、町の北東部の青宿・竹来、廻戸付近の急傾斜地17箇所が、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域(黄色)に指定されており、これらの区域すべてに土砂災害特別警戒区域(傾斜30度以上かつ高さ5m以上の急傾斜地とその影響範囲)が含まれている。

【感染症】

- ・新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返し、種を超えて感染し再びスペインかぜのようなパンデミックを引き起こす可能性もある。
- ・新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延が起きた場合、当町においても多くの町民や在勤者の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

阿見町の事業所数(小規模事業者数)

産業大分類	事業者数(小規模事業者数)	備考 事業所の立地状況
	平成28年	
農林漁業	18(16)	町内に広く分散
鉱業・鉱石業	1(1)	
建設業	176(170)	
製造業	134(84)	
電気・ガス・熱提供・水道業	1(1)	
情報通信業	10(8)	
運輸業・郵便業	56(39)	
卸売業・小売業	404(215)	
金融業・保険業	12(2)	
不動産業・物品賃貸業	43(32)	
学術研究・専門・技術サービス	48(32)	
宿泊業・飲食サービス業	189(109)	
生活関連サービス業・娯楽業	181(154)	
教育・学習支援業	50(21)	
医療・福祉	108(49)	
複合サービス事業	7(4)	
サービス業	107(75)	
合 計	1,545 (1,012)	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

①阿見町地域防災計画の策定

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、地震、風水害及び大規模な事故災害から、住民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、平常時の予防対策、災害時の応急・復旧対策、その後の復興対策について、実施体制や方策を定めた計画となっている。

②阿見町国土強靱化地域計画の策定

阿見町は、国の「国土強靱化地域計画」及び県の「茨城県国土強靱化計画」の策定を受け、大規模自然災害等から町民の生命、身体及び財産を保護し、町域の致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興を可能にする施策等を計画的に推進するため「阿見町国土強靱化計画」を策定した。

本計画は「国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、「阿見町総合計画」、各部等が策定している「各分野の諸計画」等における強靱化に係る事項の「指針となる計画」として位置付けられている。

《基本目標》

いかなる災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町政及び町域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- IV 迅速な復旧復興が図られること

③阿見町第6次総合計画

本計画では「町民の生命と財産を守るまちづくり」として、地域防災力の向上、防災機能の強化、災害時応援協定の締結、非常備消防体制の充実、消防・救急体制の強化等に取り組んでいる。

現在、第7次総合計画策定に向け、第6次計画を踏襲しつつ、昨今の災害対策等を視野に入れた計画の検討が進められている。

④避難所の備蓄物資及び設備の整備内容

当町では、小中学校や公民館等（一般避難所）18か所とさわやかセンター（福祉避難所）1か所の合計19か所に防災倉庫が設置されており、防災倉庫には、避難所の開設に必要な資機材と、避難所で生活するために必要な日用品と食糧品が用意されている。

各防災倉庫の備蓄物資

ア	保存水・食糧（フリーズドライビスケット・アルファ化米・パン缶詰・麺類等）
イ	エアベッド・電動ポンプ・テント（プライバシーを確保）
ウ	発電機
エ	ブルーシート
オ	投光機・コードリール
カ	嘔吐物処理セット（感染症蔓延防止）
キ	靴消毒シート
ク	避難所開設セット（事務用品、書類等）
ケ	カセットコンロ・鍋
コ	電気ケトル・ジャーポット
サ	LED ランタン
シ	スリッパ
ス	ウェットタオル・ティッシュペーパー
セ	大人用おむつ・子ども用おむつ

⑤感染症対策

- ・阿見町新型コロナウイルス対策業務継続計画の策定
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した避難所マニュアルの策定

⑥防災に関する施設、組織の整備と訓練

- ・防災行政無線（整備・点検・情報伝達体制の構築）
- ・指定避難所及び指定緊急避難場所の指定
- ・自主防災組織の結成や育成強化、研修会等の実施、運営に対する支援及び助成
- ・防災訓練（町災害対策本部設置・運営訓練、避難所開設訓練・訓練放送）

⑦防災意識の啓蒙

- ・ハザードマップの整備、防災ガイド・防災ハンドブックの配布

2) 当会の取組

- ・小規模事業者に対する BCP（事業継続力強化計画）に関する国の施策の周知
近年頻発している自然災害に対する事業所の準備として、事業継続力強化計画に関する資料を、窓口や巡回指導時に配布し、周知を行なっている。
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの実施
過去の被災地における事業復興状況等の現状を踏まえた小規模事業者向け BCP の必要性の認識を高めるための事業継続力強化セミナーと個別相談会を実施している。
- ・損害保険の周知・斡旋
小規模事業者の災害等に対する備えとして、業務上の災害補償や休業補償対策として火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済等の周知、斡旋を行なっている。

- ・防災用品

消火器・組み立て式テント・ブルーシート・懐中電灯・乾電池・救急用品・タオル・軍手・ゴム手袋・ゴミ袋・ティッシュペーパー・カセットガスコンロ・CB缶・鍋・調理用具・トランシーバー等、屋外イベント用備品の流用が可能。

(感染症)

- ・相談窓口の設置

資金調達や持続化補助金、持続化給付金、家賃支援給付金への対応など関連する施策の情報提供や申請補助を行ってきた。

- ・個別融資相談会

感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者等を対象に、日本政策金融公庫とともに個別融資相談会を開催している。

- ・新型コロナ影響調査の実施

会員事業所を対象に感染症により、経営上どのような影響を受けているかについてアンケート調査を継続実施している。

- ・来館者の体温計測を行うことができるサーモセンサー付き手指消毒液を設置している。

- ・窓口カウンターや、相談室のテーブルにアクリル製のシールドを設置している。

2 課題

(商工会の課題)

- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・職員の事業者向けBCP策定に関する支援スキル取得が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりや、活用の習熟が必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。
- ・災害時に流用可能な備品はあるが、防災備品の備蓄という点では不十分であり、発電機や電気を使わないストーブ、食糧、飲料水などの備蓄が急務である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCPへの関心や、取組意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いため、BCPのメリットや必要性について事業者へ周知が進んでおらず、BCPの策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

3 目標

- 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - 情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議、SNS等を有効に活用する。
- 災害発生時における情報共有連絡体制を円滑に行うため、商工会・県・町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 災害発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築し、緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- 小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定 20社／5年
 - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 20社／5年
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(2023年4月1日～2028年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

阿見町商工会と阿見町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

自然災害発生時や感染症発生時等の緊急時に速やかな応急対策等に取り組めるようにするため具体的な体制や対応マニュアルを整備する。

ア) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ホームページや町広報において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等や、その他即時に取り組可能な簡易的かつ実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも感染する可能性があり、県内の感染状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・町のハザードマップチラシやヒアリングシート・リスクチェックシートを作成し、広報ツールを活用した経営指導員等による普及啓発活動を行う。また、当会ホームページに「災害」WEBページを作成し、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。さらに「災害」WEBページに、事業者BCP対策に積極的に取り組む先進企業を紹介することで、事業者BCP策定支援事業の周知を行う。
- ・経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問し、町ハザードマップチラシ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど、防災への意識を高める。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。
 - ＞経営指導員等を対象としたBCP策定支援研修
 - ＞小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー 年1回
 - ＞小規模事業者を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会） 年1回
 - ＞小規模事業者・中小事業者を対象としたリスクマネジメントセミナー

＞小規模事業者・中小事業者を対象とした対象業種別部会を通じたセミナー

- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当会が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。

- ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
- ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
- ③ 2か月程度を想定した運転資金の確保対策
- ④ 職場における集団感染の予防策
- ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
- ⑥ テレワーク体制の構築

イ) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

ウ) 関係団体等との連携

- ・茨城県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険(ビジネス総合保険等)の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回や窓口等で確認し、必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

ア 大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(ア) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

(イ) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

(ウ) 被害情報の共有

当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

イ 感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

(ア) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・ 発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

(イ) 管内事業者の被害状況の確認

- ・ 当町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

(ウ)被害情報の共有

- ・当町と当会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

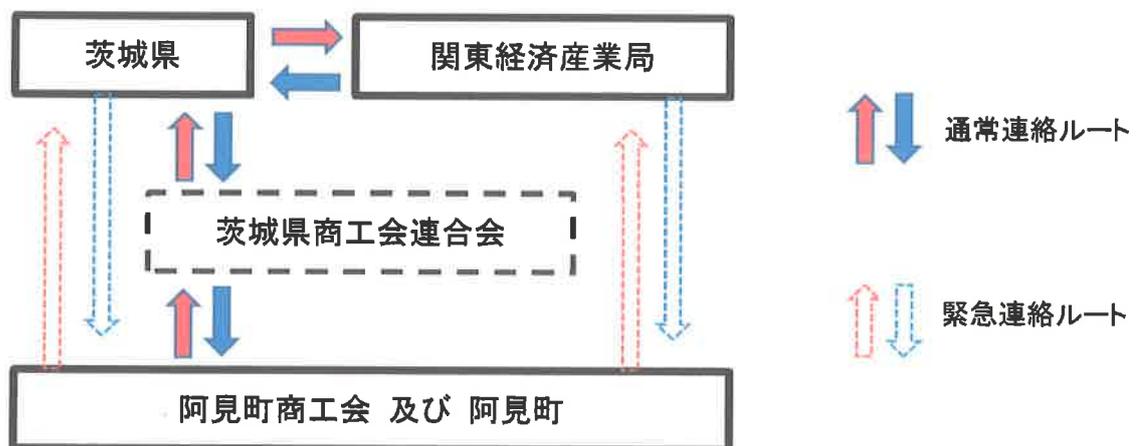
(エ)被害情報の報告

- ・当町と当会で情報を共有した上で、町においては県が定める期日までに県へ報告する。
また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当町より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況

<table border="1" style="float: right; margin-left: auto;"> <tr><td>調査年度</td></tr> <tr><td>調査月</td></tr> <tr><td>調査日</td></tr> </table>			調査年度	調査月	調査日																																																																																													
調査年度																																																																																																		
調査月																																																																																																		
調査日																																																																																																		
<p>① 調査対象の被害の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">人的被害</th> <th style="width: 33%;">物的被害</th> <th style="width: 33%;">その他</th> </tr> <tr> <td> 労働者、役員等の被害の概要を記述 </td> <td> 火災発生、浸水、倒壊、高圧電線等の被害を記述 </td> <td> 災害による被害の概要(例えば、資料等の被害の有無、関係企業等が被害を受けたことにより、被害範囲に被害が発生した等)を記述 </td> </tr> </table>			人的被害	物的被害	その他	労働者、役員等の被害の概要を記述 	火災発生、浸水、倒壊、高圧電線等の被害を記述 	災害による被害の概要(例えば、資料等の被害の有無、関係企業等が被害を受けたことにより、被害範囲に被害が発生した等)を記述 																																																																																										
人的被害	物的被害	その他																																																																																																
労働者、役員等の被害の概要を記述 	火災発生、浸水、倒壊、高圧電線等の被害を記述 	災害による被害の概要(例えば、資料等の被害の有無、関係企業等が被害を受けたことにより、被害範囲に被害が発生した等)を記述 																																																																																																
<p>② 被災中心企業(被災規模が調査対象となるもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">調査対象</th> <th rowspan="2">事業内容</th> <th rowspan="2">業種</th> <th rowspan="2">従業員数(人)</th> <th rowspan="2">資本金(千円)</th> <th colspan="10">事業用資産の被害状況</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土地</th> <th colspan="2">建物</th> <th colspan="2">機械設備</th> <th colspan="2">家具、運搬具、什物用品</th> <th>備蓄品</th> <th>従業員用設備</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>面積(m²)</th> <th>被害額(千円)</th> <th>割合</th> <th>原価(円)</th> <th>被害額(千円)</th> <th>割合(千円)</th> <th>原価(千円)</th> <th>被害額(千円)</th> <th>割合(千円)</th> <th>原価(千円)</th> <th>被害額(千円)</th> <th>割合(千円)</th> <th>原価(千円)</th> <th>被害額(千円)</th> <th>割合(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前</td> <td>●市</td> <td>A</td> <td>茨城県 製造業</td> <td>製造業</td> <td>1</td> <td>10,000</td> <td>100</td> <td>200</td> <td></td> <td>100</td> <td>300</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td colspan="23" style="text-align: center;">計</td> </tr> </tbody> </table>			No	所在地	調査対象	事業内容	業種	従業員数(人)	資本金(千円)	事業用資産の被害状況										土地		建物		機械設備		家具、運搬具、什物用品		備蓄品	従業員用設備								面積(m ²)	被害額(千円)	割合	原価(円)	被害額(千円)	割合(千円)	原価(千円)	被害額(千円)	割合(千円)	原価(千円)	被害額(千円)	割合(千円)	原価(千円)	被害額(千円)	割合(千円)	前	●市	A	茨城県 製造業	製造業	1	10,000	100	200		100	300	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80	計																						
No	所在地	調査対象								事業内容	業種	従業員数(人)	資本金(千円)	事業用資産の被害状況																																																																																				
			土地		建物		機械設備		家具、運搬具、什物用品					備蓄品	従業員用設備																																																																																			
							面積(m ²)	被害額(千円)	割合	原価(円)	被害額(千円)	割合(千円)	原価(千円)	被害額(千円)	割合(千円)	原価(千円)	被害額(千円)	割合(千円)	原価(千円)	被害額(千円)	割合(千円)																																																																													
前	●市	A	茨城県 製造業	製造業	1	10,000	100	200		100	300	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80	100	80																																																																											
計																																																																																																		

① 調査対象は以下の条件による。
 A. 事業用資産の被害額の10%以上(土地、建物、家具等は含み)のもの。
 B. 従業員数等の被害額の10%以上(労働者、役員、被災者は含み)のもの。
 C. 事業用資産の被害額の10%以上(土地、建物、家具等は含み)かつ、従業員数等の被害額の10%以上(労働者、役員、被災者は含み)のもの。
 D. A・B・Cのいずれか1つを要する。
 ② 調査対象は、製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業、医療業、福祉業、教育業、文化芸術業、スポーツ・娯楽業、その他を要する。
 ③ 調査対象の被害額は、以下の基準により算定するものとする。
 ・土地、建物については、被災による被害額を算定するものとする。ただし、建物については、被災による被害額を算定するものとする。ただし、調査対象または不調査であることが明らかでない場合は、被災による被害額を算定するものとする。
 ・機械設備については、調査対象に以下に定める割合を乗じて被害額を算定し、これに以下に定める被害率を乗じて算定する。
 ・家具用品については、年間売上高に以下に定める一定の割合を乗じて被害額を算定し、これに以下に定める一定の被害率を乗じて算定する。
 【被害率】
 ・調査対象Aの場合…機械設備…40%(火災の場合100%)、原価比…60%(火災の場合100%)
 ・調査対象Bの場合…機械設備…30%(火災の場合40%)、原価比…40%(火災の場合40%)
 ・調査対象Cの場合…機械設備…50%(火災の場合30%)、原価比…50%(火災の場合40%)
 ・調査対象Dの場合…機械設備…5%(火災の場合20%)、原価比…10%(火災の場合40%)
 【割合の算定】
 ・調査対象A…1年の割合、15%
 ・調査対象B…2年以上の割合、10%
 【計算例】
 ・調査対象A…1000万円の被害額、10%
 ・調査対象B…1000万円の被害額、10%
 ・調査対象C…1000万円の被害額、10%
 ・調査対象D…1000万円の被害額、10%
 ④ 調査対象は、製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業、医療業、福祉業、教育業、文化芸術業、スポーツ・娯楽業、その他を要する。

(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、阿見町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動の影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 金子 浩 (連絡先は後述(3)①参照)

② 経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認, 見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 阿見町商工会

〒300-0335 茨城県稲敷郡阿見町岡崎三丁目17番地9
TEL: 029-887-0552 / FAX: 029-887-0342
E-mail: ami46@peach.ocn.ne.jp

② 阿見町役場 商工観光課

〒300-1111 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
TEL: 029-888-1111 / FAX: 029-887-9560
E-mail: shokokankoka-ofc@town.ami.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	850	450	450	450	450
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ製費	100	100	100	100	100
・防災対策費	500	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、阿見町補助金、茨城県補助金、事業収入等

ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾頂いた時には、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携者	なし
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	